



本物力こそ桑名力

桑名市 ～本物力こそ、桑名力。～

「桑名市地域包括ケア計画」を策定しました ～新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始します～

1 「桑名市地域包括ケア計画」の策定

- (1) 「本物力こそ、桑名力。」を掲げる桑名市では、
- ① 平成 26 年 1 月～平成 27 年 2 月における「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の審議
 - ② 平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月におけるパブリックコメントの実施
 - ③ 平成 27 年 2 月における桑名市議会全員協議会の協議
- 等を経て、今般、「桑名市地域包括ケア計画－第 6 期介護保険事業計画・第 7 期老人福祉計画－（平成 27～29 年度）～『全員参加型』で『2025 年問題』を乗り越えるための『地域支え合い体制づくり』～」（平成 27 年 3 月桑名市）を策定しました。
- (2) そもそも、「地域包括ケアシステム」の構築は、高齢になっても、独り暮らしになっても、認知症になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、日常生活圏域を単位として、自宅を始めとする住まいを確保した上で、医療、介護、予防及び日常生活支援を一体的に提供するための地域づくりです。
- (3) このような「地域包括ケアシステム」の構築に向けて介護保険の保険者である市町村に期待される役割は、地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを醸成するマネジメントです。そのためには、基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける「規範的統合」の重要性が指摘されています。

(4) このため、「桑名市地域包括ケア計画」については、「地域包括ケアシステム」の構築に関する「テキストブック」となるよう、

- ① 厚生労働省が全国に提示した基本的な枠組みの趣旨及び内容
- ② 桑名市が地域の実情に応じて展開する具体的な取組みの趣旨及び内容
- ③ 施策の根拠となるデータ及び文書等を総合的に記載しました。

(5) 具体的には、「桑名市地域包括ケア計画」の特徴的な内容としては、次に掲げる3点が挙げられます。

イ 地域の実情に応じた介護保険の保険者としての期待の明確化

(イ) 施設機能の地域展開

施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制を重点的に整備するため、従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスを提供する事業所がおおむね倍増するよう、

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス

に係る指定地域密着型サービス事業者の指定について、公募を実施すること。

(ロ) 「運営推進会議」等の活用

地域密着型サービス事業者の「運営推進会議」等について、地域住民に対する普及啓発を図る場として活用すること。

(ハ) 地域包括支援センターの事業運営方針の提示

介護保険の保険者である市町村の委託を受けて事業を運営する準公的機関である地域包括支援センターについて、次に掲げる事業運営方針を提示したこと。

- ① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底
- ② 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行
- ③ 介護予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

ロ 地域資源のネットワーク化の前提となる地域資源の「見える化」

地域資源のネットワーク化の前提となる地域資源の「見える化」を図るため、次に掲げる等の事例を紹介。

- ① 地域住民を主体とする「サポーター」
- ② 地域住民を主体とする「通いの場」
- ③ 事業所の地域開放

ハ 保険料負担の増大を抑制する努力の「見える化」

平成27～29年度の保険料基準額（月額）について、自然体で5,417円と推計した上で、要介護、要支援認定率の上昇を抑制する等の施策を反映し、5,239円（▲178円）と算定したこと。

(6) 今後、「桑名市地域包括ケア計画」を着実に推進するとともに、引き続き、「オール桑名」での「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みについて、桑名市の「ブランド」の一つとして、全国に配信します。

(7) なお、現時点で把握する限り、「桑名市地域包括ケア計画」のように、500頁を超える介護保険事業計画を策定した市町村の例は、全国的にも、他に見受けられません。

2 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始

(1) 社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が実現されます。これは、地域の実情に応じた市町村の裁量で地域づくりに取り組む事業について、国及び都道府県による定率の公費負担を恒久的な制度として確保した点で、画期的です。そのようなチャンスを最大限に生かせるかどうかについては、市町村の「やる気」が問われます。

(2) このため、桑名市では、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が地域住民に還元されるよう、平成27年4月以降、順次、

- ① 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」
- ② 「在宅医療・介護連携推進事業」
- ③ 「生活支援体制整備事業」
- ④ 「認知症施策推進事業」

を実施します。その体制を整備する一環として、平成27年度より、地域包括支援センターに配置される職員を平成24年度以前と比較して倍増するなど、地域包括支援センターの機能を強化します。

(3) そのうち、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援に向けて、介護予防に資するサービスの提供が実現されるよう、身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出に取り組むため、「小さく生んで大きく育てる」という考え方にに基づき、まずは、平成27年4月に開始した上で、その後、必要に応じ、見直します。

(4) 具体的には、他の市町村と比較した桑名市の新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴としては、次に掲げる5点が挙げられます。

イ 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとしての「くらしいきいき教室」を創設するなど、「短期集中予防サービス」を重点的に活用すること。

(注)「くらしいきいき教室」は、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスであって、対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」する場合には、

- ① サービス事業者
 - ② 対象者
 - ③ 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関
- に対し、「元気アップ交付金」を交付するものです。

ロ 事業所の地域開放

「健康・ケア教室」を創設することにより、事業所を地域に開放すること。

(注)「健康・ケア教室」は、事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスです。

ハ 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」

「介護予防ケアマネジメント」を実施するに当たり、多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」を活用すること。

ニ 健康増進事業と一体的な「エビデンス」に基づく介護予防事業の展開

保健センターの健康増進事業と地域包括支援センターの介護予防事業とを一体的に展開するとともに、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、効果的かつ効率的に介護予防事業を展開すること。

ホ 市町村特別給付の活用

要介護から要支援へ、あるいは、要支援から要介護への移行に対応するため、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様な内容の「短期集中予防サービス」等を市町村特別給付として創設すること。

(5) なお、平成27年3月3・4日に桑名市で東海3県の市町村に問い合わせたところによると、平成27年4月に新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始する市町村は、

- ① 愛知県で高浜市のみ
 - ② 岐阜県で中津川市のみ
 - ③ 三重県で桑名市のみ
- となります。

※ 詳細については、別添の資料を参照してください。

問合せ先：保健福祉部介護・高齢福祉課
電話 0594-24-1170



ゆめはまちゃん